

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和２年２月組合議会定例会 会議録

令和２年２月２７日

1 出席議員氏名

森山 林	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁	松隈 清之
品川 義則	栗野 久明	園田 邦広	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

尼寺 省悟 中山 五雄

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
財政係長	園木 勝彦		

5 議会事務局員氏名

総務係主任 松永 勇司

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例
日程第 7	令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）
日程第 8	令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時58分から10時40分

(森山議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第1号におきまして、組合議会定例会が招集されました。只今、出席人員12人、よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより令和2年2月組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において尼寺省悟議員並びに中山五雄議員を指名いたします。

日程第3 経過報告でございますが、お手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(森山議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

おはようございます。

本日、ここに令和2年2月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第1号 鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について申し上げます。これは、地方公務員法、地方自治法等の一部改正に伴い、関連する条例について改正を行うものでございます。

次に、議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について申し上げます。これは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項について制定するものでございます。

続きまして、議案第3号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）について申し上げます。今回の補正予算につきましては、既決の予算から歳入、歳出それぞれ201万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億8,646万3千円といたしております。歳入面では、分担金及び負担金、財産収入、諸収入を追加する一方、繰入金を減額しております。歳出面では、決算見込みによる調整を行うとともに、平成30年度に緊急防災・減債事業債を活用し更新いたしました化学消防ポンプ自動車の償還金が確定いたしましたので、公債費において所要の額を計上しております。

次に、議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について申し上げます。予算の総額は、歳入、歳出それぞれ15億2,769万2千円とし、前年度比3.36%の増となっております。歳入面では、令和元年度基準財政需要額で算出した各市町負担金及び財政調整基金、消防施設等整備基金からの繰入金及び車両整備に係る国庫支出金、組合債などを計上いたしております。歳出面では、総務

費で人件費等経常的な経費のほか、消防費で車両整備等に要する経費を計上いたしております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。日程第5 議案第1号 鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第1号 鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運用等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

会議資料の1ページから3ページをお願いいたします。

はじめに、第1条鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運用等の状況の公表に関する条例の改正概要につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から導入されます会計年度任用職員制度について、新たな制度による職員にかかる人件費の管理等の観点から、適正な取扱いを確保する必要があるため、人事行政の運営等の状況の報告対象にするとともに、報告事項に退職管理と休業に関する状況を追加するものでございます。

次に、第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条につきましても、第1条と同じく地方公務員法及び地方自治法の一部改正による、会計年度任用職員の制度化に伴い、服務等に関する各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となることなどを踏まえ、公務運営と休業の適正確保の観点から、関係規定の適切な運営を図るため、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の育児休業等に関する条例、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例及び鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の退職手当に関する条例について、会計年度任用職員に関連する規定を追加するものでございます。

また、第4条につきましては、労働時間法制の見直しに伴い、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられたことにより、鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、臨時又は緊急の必要がある場合の正規の勤務時間以外の勤務を行う場合の規定を設けるとともに、第6条の鳥栖・三養基地区消防事務組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例並びに第9条の鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の旅費に関する条例につきましては、それぞれ語句と引用条項の整理を行うものでございます。

なお、④の議案参考資料 1 ページから 12 ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

—（質疑なしの声）—

（森山議長）

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第1号 鳥栖・三養基地区消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（松永総務課長）

はい、議長

（森山議長）

松永総務課長

（松永総務課長）

議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例についてご説明いたします。

会議資料の4ページと5ページをお願いいたします。

これは、先ほどの議案におきましてご説明いたしましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から導入されます会計年度任用職員について、新たな制度による職員の給料、旅費及び手当について規定するものでございます。

同法の改正につきましては「フルタイムでの任用」が可能であることを、法制上明確化し、柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するため、フルタイムでの任用の積極的な活用を検討することとされているところでございますが、本組合におきましては、単に財政上の制約的な理由によるフルタイム任用の抑制ではなく、消防職員という特殊な勤務環境に鑑み、今後につきましても、現在採用している嘱託職員3人と同様、あくまでパートタイムの事務補助職員のための採用を予定していること、また現在採用している嘱託職員の給与等に関しましては、鳥栖市に準じた額について支給を行っていることなどから、今回制定をお願いする条例につきましては、鳥栖市の準用規定としているところでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7 議案第3号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（松永総務課長）

はい、議長

（森山議長）

松永総務課長

（松永総務課長）

議案第3号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の②となっております、令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額から歳入、歳出それぞれ201万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ14億8,646万3千円といたしております。

詳細につきましては、事項別に説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款 1 分担金及び負担金につきましては、前年度に整備いたしました、高規格救急自動車と本年度に納入されました化学消防ポンプ自動車の起債に伴う、普通交付税の措置額が昨年 10 月に確定をいたしましたので、15 万 4 千円の増額となっております。

次に、款 5 財産収入、項 1 の財産運用収入でございますが、各基金の利子で 120 万 9 千円を増額し、補正後の額を 133 万 5 千円といたしております。

また、項 2 の財産売り払い収入につきましては、前年度に予定いたしておりました化学消防ポンプ自動車について今年度に売り払いを行いましたので、48 万 6 千円を増額いたしております。

次のページをお願いいたします。

款 7 の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金で 451 万 4 千円、消防施設等整備基金繰入金で 55 万 8 千円を減額いたしておりますが、財政調整基金につきましては不用額の積み上げ額等の減額、消防施設等整備基金につきましては、広報指揮支援車の入札差額等によるものでございます。

また、款 9 諸収入に関しましては、納入が遅延した化学消防ポンプ自動車の、損害負担及び遅延損害金等の 121 万 2 千円について増額をいたしております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。款 1 議会費で、2 万 6 千円を減額いたしております。

次に、款 2 総務費の総務管理費、目 1、一般管理費につきましては、924 万 2 千円を減額し、補正後の額を 13 億 8,059 万 2 千円といたしております。

内訳でございますが、節 2 の給料 11 万 6 千円、節 3 職員手当等の 404 万 2 千円、節 4 共済費の 582 万 5 千円、節 7 賃金 6 万 1 千円の減額につきましては、決算見込みによる補正でございます。

節 8 報償費は 3 万 2 千円の減額といたしております。

次のページをお願いいたします。

節 9 旅費で 6 万 7 千 5 百円を減額いたしておりますが、これは消防大学校の入校枠が取れなかったことなどによるものでございます。

節 1 1 需用費の減額 6 万 6 千 4 百円につきましては、それぞれの費目における決算見込みによる補正でございます。

次の、節 1 2 役務費の減額 1 万 4 千 1 百 5 十円につきましては、健康診断の入札に伴う差額やメンタルヘルスに係る面談料、通信料、職員の各種免許取得に関する助成金の申請が少なかったことなどによるものでございます。

節 1 3 委託料で 5 万 4 千 1 百円を減額、節 1 4 使用料及び賃借料は 5 万 1 千 5 百円を減額、節 1 5 工事請負費で 4 万 8 千 9 百円の減額、節 1 8 備品購入費は 6 千円を減額、次のページをお願いいたします。

節 1 9 負担金補助及び交付金につきましては、4 万 6 千円を減額いたしておりますが、これらの節につきましては、入札差額や決算見込みによるものでございます。

節 2 5 積立金の増額 5 万 5 千 9 百 9 十円につきましては、財政基金条例に基づく、前年度決算の余剰金に伴う積立の調整額と、各基金の預金利子等について、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款 3 消防費の項 1 消防施設費の減額 1 万 2 千 6 百 2 十円につきましては、備品購入費で車両及び資機材等の購入に伴う入札差額などでございます。

款 4 公債費の目 1 元金の増額 8 万 5 千 1 百 9 十円につきましては、購入いたしました化学消防ポンプ自動車の償還金が昨年の 10 月に確定をいたしましたので、増額をお願いするものでございます。なお、目 2 の利子につきましては 8 万 2 千 1 百円でございましたので、現計予算で対応することといたしております。

④議案参考資料の 13 ページに令和元年度負担金算出表、また⑤概要説明書の 1 ページから 3 ページに、歳入・歳出の概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申

し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第3号の質疑を行います。

(品川議員)

はい、議長

(森山議長)

品川議員

(品川議員)

ご説明いただきましたけども、議案参考資料④の13ページの人口の数がですね、基山町が25,219人となつとるわけですね。そんなにいたかなと思ひまして。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

はい、松永総務課長

(松永総務課長)

品川議員のご質問にお答えいたします。ご質問の参考資料13ページの人口につきましては、補正係数を各市町に算出いただき、国勢調査の人口に対しその補正係数を乗じた人口を記載させていただいております。それに基づき負担金の算出をさせてい

ただいているところでございます。以上でございます。

(品川議員)

はい、議長

(森山議長)

品川議員

(品川議員)

でしたら、その補正係数を書いていただかないとこのまま出てしまうことがあると思いますので訂正をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

今後そのようにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(森山議長)

ほかにございませんか。

(品川議員)

はい、すいません

(森山議長)

品川議員

(品川議員)

歳入の方なんです、6ページの財政調整基金とか利子とかですね、財政調整基金の残高の資料をいただきたいんですけども。

それから消防施設等整備基金それから退職手当基金の残高の資料がないんですけども。提出をお願いしたい。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

金額の入ったものを後ほどご配布させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(品川議員)

はい、お願いいたします。

(森山議長)

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第3号 令和元年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

（森山議長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

（松永総務課長）

はい、議長

（森山議長）

松永総務課長

（松永総務課長）

議案第4号、令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算についてご説明いたします。

別冊の③となっております、令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ15億2,769万2千円といたしており、前年度比、4,966万8千円の増額となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、高規格救急自動車の更新に伴う整備事業として、緊急防災・減債事業債で、限度額3,090万円、起債の方法は証券発行又は証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては、政府資金の場合はその融資条件、その他の場合は債権者と協定することといたしております。

歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款1 分担金及び負担金で、13億8,028万8千円を計上いたしておりますが、前年度比、77万4千円の増額となっております。

負担金につきましては、地方交付税の算定額を基礎としております関係で、本年度の基準財政需要額に係る消防費の単位費用は11,300円と据え置きとなり、併せてみやき町の合併算定替や高速道路救急特別交付税について減額となりましたが、起債に係る普通交付税措置などが増えたため、全体といたしましては増額となったところでございます。

款2 使用料及び手数料で項1 使用料の20万8千円につきましては、自動販売機設置料でございます。また、項2の手数料は、危険物施設の許可申請などに係る手数料150万円を計上いたしております。

款3 国庫支出金は、更新による高規格救急自動車購入に伴う防衛省の補助金1,887万円でございます。

次のページをお願いいたします。

款4 県支出金につきましては科目設定でございます。

款5 財産収入で各種基金の預金利子を12万5千円、物品売払い収入として11万4千円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。

款7 繰入金でございますが、財政調整基金繰入金で一般財源へ5,487万円の繰入れ、消防施設等整備基金から車両の購入などに充当するため、2,708万7千円の繰り入れを予定いたしておりますが、退職手当基金繰入金につきましては、科目

設定をいたしております。

款 8 の繰越金につきましても科目設定でございます。

款 9 諸収入の項 1 預金利子につきましては科目設定、項 2 では、高速道路における救急出動に対する支弁金として 7 0 3 万 3 千円を計上いたしております。

これは、高速道路での救急業務を行う消防本部が、救急隊 1 隊を維持するための必要な経費、管轄するインター数、出動件数などにより算出した額について、西日本高速道路株式会社へ請求するものでございますが、救急隊 1 隊を維持する費用が減額となりましたので、3 1 万 6 千円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

項 3 の雑入につきましては、危険物安全協会からの負担金 1 0 0 万円と、次年度に発隊いたします佐賀県防災航空隊へ派遣する職員の人件費相当分となる額の交付金、5 6 9 万 2 千円を計上いたしております。

款 1 0 の組合債につきましては、高規格救急自動車の更新に伴う整備事業として、緊急防災・減債事業債を活用し、3, 0 9 0 万円を起債する予定でございます。

1 6 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款 1 の議会費で 3 9 万 1 千円を計上いたしております。

次に、款 2 総務費の項 1 総務管理費 目 1 一般管理費を 1 3 億 4, 2 7 2 万 9 千円としており、前年度比、4, 2 8 3 万 3 千円の減額となっております。

内訳でございますが、節 1 につきましては地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員 3 人を含む報酬として 5 5 4 万 2 千円、節 2 給料で 5 億 3, 1 4 0 万 3 千円、節 3 職員手当等で 4 億 4, 1 7 0 万 6 千円を計上いたしております。給与等につきましては、職員数の増加などにより増額となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

節 4 共済費が 2 億 1, 1 5 8 万 3 千円、節 7 報償費で 7 万 2 千円、節 8 旅費は 5 7 0 万 3 千円を計上、これは消防学校、消防大学校、救急救命士研修の旅費が主

なものとなっております。

次に、節 9 交際費 10 万円、節 10 需用費で 4, 854 万円を計上、これは消防被服、消耗品費、光熱水費などの経常的なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節 11 役務費の 1, 687 万 6 千円につきましては、電話料や健康診断料などでございます。

節 12 の委託料で 5, 349 万円、主なものにつきましては、各種設備の保守点検委託料で消防 OA システムの保守、通信システムの保守、人事給与・財務会計システム等の保守点検に伴う委託料などでございます。また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や維持補修等に係る個別計画策定のための施設診断等の業務について委託し、庁舎等の長寿命化へ反映したいと考えております。

節 13 使用料及び賃借料で 1, 154 万 3 千円、これは OA 機器のリース料などでございます。

次のページをお願いいたします。

節 17 備品購入費で 62 万 8 千円、庁用器具等の購入をお願いしたいと考えております。

節 18 負担金補助及び交付金の 1, 128 万 4 千円につきましては、消防学校や消防大学校の入校、救急救命士研修の負担金などでございます。

節 21 補償補填及び賠償金につきましては、科目設定をいたしております。

節 24 積立金につきましては 367 万 4 千円を計上しておりますが、財政計画に基づきまして積み立てをお願いしたいと考えております。

次の、節 26 公課費の 58 万 4 千円は、車両に係る重量税及び国家試験に合格した、救急救命士の登録免許税でございます。

次のページをお願いいたします。

款 2 総務費の項 2 監査委員費は、5 万 2 千円を計上いたしております。

款 3 消防費は、7, 866 万 1 千円を計上いたしておりますが、内訳といたしま

して、節 1 1 の役務費で 4 万 7 千円、節 1 7 の備品購入費で 7, 8 5 4 万 8 千円。これは、更新予定の高規格救急自動車 2 台と消火用及び救助用の資機材等の購入に伴うものでございます。

節 2 6 公課費の 6 万 6 千円は、購入予定の車両に係る重量税でございます。

次のページをお願いいたします。

款 4 の公債費でございますが、元金で 9, 9 2 4 万 3 千円、利子で 1 6 1 万 6 千円、合計 1 億 8 5 万 9 千円を計上いたしております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

款 5 予備費については、5 0 0 万円といたしております。

なお、地方自治法等の改正に伴い、これまで 7 節であった賃金が削除されましたので、今年度の 8 節以降が、順次繰上げとなっているところでございます。

また、④議案参考資料の 1 4、1 5 ページに令和 2 年度負担金算出表と性質別歳入歳出一覧表を、また概要説明書の 4 ページから 7 ページに歳入歳出の概要を添付いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第 4 号の質疑を行います。

(古賀通議員)

はい、議長

(森山議長)

古賀議員

(古賀通議員)

15 ページのですね、款9 諸収入 目1 雑入の佐賀県防災航空隊交付金ということで、569万2千円が計上してあります。佐賀県で初めての防災ヘリコプターの導入の運営かなんかの関係だと思いますが、これについて説明お願いいたします。

それから16 ページのですね、款2 総務費1 一般管理費の報酬のところで、会計年度任用職員報酬5,426千円ですね、これ3名分ということで説明受けたと思いますが、それぞれの職種なり、フルタイムあるいはパートタイムそれから4月の新年度に入ってからの方針ですね、更新される方法についてご説明をお願いいたします。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えいたします。まず、諸収入の雑入佐賀県防災航空隊交付金についてでございますが、次年度から発隊いたします佐賀県防災航空隊につきましては、隊員が県内の各消防本部から9人が搭乗する予定となっております。この人件費相当分につきまして交付金として県から支給されるというシステムになっております。本組合のほうからは隊員1名を派遣する予定といたしております。この金額につきましては、組合で負担する基本給与、期末勤勉手当、扶養・通勤・住居手当は本組合のほうで負担することとなっております。なお県の負担、時間外勤務・特殊勤務・休日勤務手当等は、県の方から負担することとなっております。この組合で負担する分につきまして人件費相当額ということで試算をいたしまして、その額について合計額を県のほうから交付金としていただくような手続きするように予定いたして

おります。

つづいて、ご質問の２点目の会計年度任用職員の職種といいますか、フルタイム、パートタイムということでございますが、本組合では先ほど説明の中でも説明いたしました。現時点で事務補助職員として、鳥栖消防署に１名、消防本部総務課に１名それから消防本部予防課に１名のパートタイムの嘱託職員を採用いたしております。ですので、今後につきましても次年度以降会計年度職員として、あくまで事務補助職員として３名の会計年度任用職員を採用したいというふうに考えているところでございます。以上お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい、議長

(森山議長)

古賀議員

(古賀通議員)

新設の佐賀県の航空隊交付金ですね、これは運用する９名だけでいいんですかね。先程の説明では。全体的なその航空隊のですね、組織というか概要それから、本鳥栖・三養基地区消防事務組合より１名派遣されるということですが、期限、期間とかあるいはその他特殊な勤務形態があるかどうかですねお尋ねいたします。それと２番目の会計年度任用職員の報酬ということで、５４０万、これは広域事務組合で適用されるかどうか分からないけれども、一部は総務省から交付金で補助されるという話も聞いておりますがそれについてはいかがでしょうか。

(船津警防課長)

はい、議長

(森山議長)

船津警防課長

(船津警防課長)

はい。警防課長の船津です。よろしくお願いします。

古賀通議員のご質問にお答えさせていただきますが、ヘリ隊員が9名で5消防本部から選出とあとは、運転手が2名と事務所に1名の人数で運営を行う予定という報告を受けております。期間につきましては、基本3年間の派遣、鳥栖・三養基と唐津が本来1.5の割合で唐津消防本部が先に2名。3年後に鳥栖・三養基から2名派遣の予定となっております状況でございます。以上です。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員の質問の2点目にお答えいたします。会計年度任用職員の国からの助成金ということでございますが、これにつきましては、地方交付税のなかで措置をされるというふうに聞いております。ですので、本組合といたしましては地方交付税の中で各市町に交付された後、そのあと、地方交付税全体の中で消防費の基準財政需要額を基本としていただいておりますので、直接入ってくるようなことはございません。以上でございます。

(古賀通議員)

はい、分かりました。

(中山議員)

はい、議長

(森山議長)

中山議員

(中山議員)

17ページですね、節10需用費の中ですね、修繕料623万3千円この内容を説明していただきたいと思います。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

中山議員のご質問にお答えいたします。資器材等の修繕につきまして113万円、庁舎等につきましては、191万2千円、車両の車検等に伴いますものが74万5千円、自動車等の修繕が146万6千円、指令台等の修繕が100万円、以上でございます。

(中山議員)

はい、議長

(森山議長)

中山議員

(中山議員)

今ではよく分からなかったから後で資料かなんか貰えますか。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

後ほど資料を配布させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(森山議長)

ほかにございませんか。

(中山議員)

はい、はい

(森山議長)

中山議員

(中山議員)

修繕関係はですね、これが1か所に出されてるもんかですね、何か所かに分けて出されてるもんかお尋ねします。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

中山議員のご質問にお答えいたします。車両等につきましては、修繕が発生した場合、専門的なポンプ等の修繕にかかる費用を除き、車両のみの場合は見積り等を徴取し安価な業者へと点検、修繕等出すようにいたしております。また、特殊な指令台とか保守点検を契約している資器材等につきましては、随意契約というかたちで修繕をさせていただいております。以上でございます。

(中山議員)

はい、議長

(森山議長)

中山議員

(中山議員)

見積りを取られるということならば、これは何社以上の見積りを取られておりますか。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

金額によりますが、2社もしくは3社以上ということでございます。

(森山議長)

ほかにございませんか。

(寺崎議員)

はい、議長

(森山議長)

寺崎議員

(寺崎議員)

来年度からですね佐賀県防災航空隊が編成されて当組合から1名出すということで、今現在ですね消防学校にもですね、1名職員を出されていますけれども、職員数の定数があるんですね、2名出して当組合の運営全体に影響がないのか、そこら辺をお答えください。

(松永総務課長)

はい、議長。

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

寺崎議員のご質問にお答えいたします。ご指摘の派遣職員につきましては、構成市町から防災関係担当職員の派遣依頼を受けているところであり、組合が派遣した職員につきましても、一定のスキルアップが見込まれているためこれを了承いたしておりますが、職員定数条例につきましては、派遣や併任の職員を定数外とすることが出来るというふうに規定をしておりますことから、現在関係機関へ派遣する職員４人は定数外となっております。

また、職員につきましては、それまで１２８人であった定数につきまして平成２７年に１３９人、平成３０年から１４６人と１８人の増員をさせていただき、救急隊を増隊するとともに査察指導の強化に努めているところであり、今のところ満足のいく行政サービスの維持が出来ているものと考えているところでございます。

(寺崎議員)

はい。了解いたしました。

(森山議長)

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第４号 令和２年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしましたので、令和２年２月組合議会定例会を閉会いたします。どうも、おつかれさまでした。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和2年3月9日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

新 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

中山 五雄

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

尾寺 省吾